

秋田地方裁判所委員会第7回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成17年11月29日（火）午後1時30分から午後3時まで

2 場所

秋田地方裁判所第1小会議室

3 出席者

（委員，敬称略，五十音順）

虻川高範，金子直史，鎌田恵子，菅美千世，中村雄一，前川重明，見上裕子，
満田明彦，横山智也

（説明者）

池田事務局長，池田事務局次長

（庶務）

佐々木総務課長，高橋総務課課長補佐，古関庶務係長

4 議事

(1) 開会の言葉（総務課長）

(2) 新任委員の紹介等（委員長）

ア 新任委員

作原大成委員（秋田地方検察庁三席検事，当日欠席）

イ 再任された委員

虻川高範委員（秋田弁護士会人権擁護委員会委員長）

鎌田恵子委員（秋田県総合生活文化会館 生活センター所長）

菅美千世委員（秋田市消費者センター消費生活専門相談員）

中村雄一委員（秋田経済法科大学法学部教授）

前川重明委員（秋田魁新報社総合企画室長）

見上裕子委員（秋田県国際交流をすすめる会会長）

横山智也委員（秋田大学教育文化学部教授）

米澤 實委員（ヤマヨ株式会社代表取締役，当日欠席）

(3) 「国民に身近で利用しやすい裁判所とするための施設面での方策」についての説明（池田事務局長）

ア 秋田地方裁判所管内の支部，独立簡裁の庁舎案内，バリアフリー等について，資料に基づいて口頭説明

イ 秋田地方裁判所本庁庁舎前のバス停の名称変更等について説明（バス停の名称に「裁判所前」を加えること，バス路線図及び秋田駅前バス発着所のバス停案内表示に裁判所を表示することについて，バス会社から前向きな回答が得られた。）

(4)「国民に身近で利用しやすい裁判所とするための施設面での方策」についての意見交換

（以下，□が委員長，■委員，○が説明者の発言）

■ 湯沢簡裁の写真が少ないが，どういった理由か。

○ 湯沢簡裁は，職員数も少ない小規模な裁判所であるため，施設の写真も他の庁と比較して少なくなる。

■ 裁判所の利用者の中で身障者の割合はどのようなものか。

○ 統計を取っていないため，数値を提供することはできないが，当事者や傍聴人なども含め，御覧いただいたとおり様々な配慮をさせていただいている。

■ 簡易裁判所では，裁判官は毎日執務しているのか。

○ 裁判官が常駐している裁判所とそうでない裁判所がある。

■ バス停の結果は，いつ頃わかるのか。

○ 期限を設けていないが，機会を見て状況を確認したい。

(5)「国民に身近で利用しやすい裁判所とするための広聴面での方策」についての説明（池田事務局長）

見学者，団体傍聴のアンケート結果等について，資料に基づいて説明

■ 何らかの形で裁判所に関心のある人達を対象としたアンケートなので，結果については，割り引いて考える必要があるが，当初よりは，制度の認識が進んできていると思う。しかし，実際に裁判員になるところまで考えると，いまだ乖離がある。関心のある人が，そうでない人に対する呼び水になるような企画が必要である。今年は，第1ステップとして，ある程度の評価ができるが，まだまだ満足できない部分もあるという印象である。先日のフォーラムにおける検察審査員経験者の高橋さんの話が興味深かった。今まで全く知らなかった制度の中に突然入ることになって，徐々に制度を理解し

ていったという経験談であった。そういった人達が増えていくことが必要と思う。

□ 初めは、こういう制度ができたということ自体を知っていただいて、次に中身を知っていただいて、その後、参加していただくことになると思う。

■ 一般的に、裁判員制度が施行されるということ自体は、知られていると思うが、それが具体的にどういうものなのか不安であるというのが正直なところだと思う。アンケートの中にも出ているボランティアセミナーは、自分が仕掛け人だが、今までこういったことは、ボランティアセミナーの学習で取り上げたことがなかったので、結果としては、大変よかったという声が多かった。やはり、まだ不安を持っているというのが正直なところなので、もっと様々な機会を捉えて説明や見学をしていくことが大事だ。

例えば、地域への働き掛けを行うため、各町内会長に対し、見学や説明を受けることが可能であることの広報をしたらよいのではないか。

また、公民館は、町内会が様々な形で所属しているので、そういった場所に広報するのも有益である。

■ 先日のフォーラムの際に、裁判所の見学ができるという説明があればよかったと思う。市民は見たことのないものを覗いてみたいという感覚を持っているので、機会あるごとにPRをしていくことが裁判員制度の浸透につながると考える。

■ 裁判員制度というものを分かる前に、拒絶反応の方が最初に来ると思うし、それが一般的な感覚だと思う。しかし、制度の果たす役割をきちんと伝えて、働きかけることで、拒絶反応を持つ人達にも初めて理解してもらえらると思う。啓発活動で公民館や福祉関係機関を訪問していると、拒絶反応を示すのは、やはり、女性や高齢者が多い。

対象者をもっと広げたいと考ええると、学校への働きかけや町内会という対象が出てくる。また、交番の警察官は、きめ細かく町内の住人の家族構成等を把握しているので、町内会への働きかけを考えた場合、警察のネットワークを活用すると、町内会長さんなどが、きちんと出てきてくれるのが分かった。そうすると60歳前後の働き盛りの男性も出てきてくれる。拒絶反応を恐れずに、働き盛りの男性も含めて様々なネットワークを見つけて広報して

ほしい。

- アンケートの目的が事務の改善ということだが、具体的な事務の見直し改善のためのアンケート項目がない。アンケートの対象も20代や30代が極端に少ない。裁判所の見学者や傍聴人だけではなく、実際に裁判所を利用してみた人達に、どういう感想や意見があるのか聞いて、初めて事務の見直しが可能となる。
- 先日のフォーラムに出席してみたら、出席者全体の年齢構成も非常に高いと思った。本当に来てほしい若い世代が少なかったのが第一印象である。アンケートの対象者は、70代も多いので、ほとんどの方々は裁判員にならないのではないか。本当は、もっと若い世代に関心を持ってもらわなければならないし、そういった人達に裁判所に来てもらう方策を考えなければならない。
- 働き盛りの年齢の人達は、なかなかそういった時間を取るのが大変だと思う。若い世代に来てもらうのが理想ではあるが、せっかく年配の方々が多数来てくれているのだから、そういう人達を通して若い人達に伝えてもらう方策を検討したらよいのではないか。
- 大学でも裁判員制度が導入された場合の刑事裁判の模擬裁判を実施したりしている。学生もそれなりに勉強していると思う。若い人達には、もっと裁判所を見学してもらいたいと思う。私が学生の頃は、月1回は裁判所や刑務所等の様々な施設に行っていた。そういうことをやりたいが、現実問題としてはゼミの時間だけでは足りないので、午後の授業全部を休まなければ実行できないという事情もある。若い人達が裁判員制度に感心が無いとは思わない。意見を聴けば答えてくれる。
- 広聴についての御意見があれば、伺いたい。
- 事務の改善や見直しであれば、実際に裁判所を利用した人からアンケートを取れないのか。実際こういったところが分かりにくかったなどという意見も出るのではないか。
- 市役所では年1回アンケートを実施している。それなりに貴重な意見をいただいている。
- 市役所などは、土日に駐車場を開放している。裁判所にも、いろいろと事

情はあるかと思うが、休日に一般の人達に駐車場を開放し、ついでに庁舎の中も見てもらおうというのはどうか。そういったところも身近に感じさせる方法の一つだと思う。

- 車を駐車できないということだけで、裁判所は冷たいという印象を与えるのではないか。
- このアンケートのボリュームなら、学生など直接来庁した方以外の方にも依頼できるのではないか。
- 裁判所利用のためのアンケートであれば、もっといろんな項目を設けた方がいいが、例えば刑事事件や民事事件で来た人もいるので、その人達の中には、裁判所に来るだけで不愉快という人もいるだろうから、アンケートを取った後のデータ処理の仕方は難しい問題があると思う。しかし、国民からオープンな意見を聞くことは、必要な時代なのだと思う。

単純にこういった点が分かりづらかったとか、裁判所に来て不便だったとか、利用しやすかったのか、利用しづらかったのかという点から聞いていく必要がある。しかし、当事者と傍聴に来た人をどう分けるのか、あるいは分けられないのかといった難しい問題はある。

- 裁判所に呼び出された人、申立てをした人、相談したいと思ってきた人などもいる。競売の記録を閲覧しにきた人もいる。いろんな人が来ているのだから、そういう方々も含めて、初めて入ったけれども、こういう印象を持ったとか、貴重な意見も出ると思う。他の裁判所でもやっていると聞いているし、最近はこの官公庁でも行っているのだから、同じような形でアンケートを実施してもいいのではないか。
- 質問項目を事務改善に徹したものにし、意見は記述式にしてアンケートを実施すれば、その結果は使えるのではないか。工夫をすれば、もっとアンケート結果を生かせるのではないか。
- 先日久しぶりに督促の異議申立書を見たが、随分簡単になった。様々な意見が反映された結果だと思う。原告だとか被告だとかにかかわらず、すべて来館者、お客さんという感覚で捉えればいいのではないか。

○ 裁判所の利用者からの意見聴取の方法としては、全国的に、御意見箱や目安箱を設置したり、アンケートを実施している庁があることは承知している。

しかし、裁判所の利用者からアンケートを求めると、事件当事者による個別の事件に関する意見が多くなるものと思われるところ、裁判所の手続の中には、限られた申立期間内に所定の手続を執ってもらふ必要のあるものもあるので、そのような内容についてアンケートの方に提出され、即時の対応が困難になるような事態も心配される場所である。ただし、裁判所の接遇の悪さに対する叱責など、貴重な御意見が投げられる場合もあると考えられるので、今後は、他庁の例も参考にしながら、実施するかどうかも含めて、検討していきたいと考えている。

- どういう風にしたらいいのか、他庁の例も参考にしながら検討する必要がある。今しばらく検討の時間をいただきたい。
- 実施も含めて検討するというのであれば、こういった項目なら実施できるといった項目もあるかもしれないので、各委員の方々に検討していただいてもよいのではないかと。

(6) 裁判員制度の広報についての説明（池田事務局長）

資料に基づいて、平成17年中に実施した、秋田地裁における裁判員制度の広報活動について口頭で説明

(7) 裁判員制度の広報についての意見交換

- 10月に実施した模擬裁判には、委員の方々にも御協力いただいたので、その際の御感想などをお聞かせ願いたい。
- 一言で言って「重い」と感じた。知識が無いままに裁判員の席に座っていると、どう判断したらいいのか分からなくなる。スパッと決め切れないという部分が難しいと思った。
- 素人にも参加しやすいように工夫して、パワーポイントなどを活用して、説明してくれた。あのようにしてくれると分かりやすいと思う。しかし、評議の時に一生懸命に考えたが、日頃の自分が評議を通して浮き出たような感じがした。日常の考え方などが非常に大事だと思う。ただ、もう少し時間が欲しいと感じた。

(8) 裁判員制度全国フォーラムについての説明（佐々木総務課長）

11月13日に実施した裁判員制度全国フォーラムin秋田の結果について口頭で説明

(9) 裁判員制度全国フォーラム in 秋田についての意見交換

- 参加された方の御感想などあれば、お聞かせ願いたい。
- 今の裁判制度に対する裁判員制度の利点を、もう少し分かりやすく説明してほしいと思った。こういった利点があるから、裁判員制度に移行するのだという気持ちを国民に持たせることが必要だと思う。

ブックレットの冒頭に女優との対談があるが、この女優はドラマに出て裁判のことを相当知った上で対談しているので、我々とは違うように見える。

全く裁判の知識の無い方で、模擬裁判に出席した一般の方の意見を載せて広報するのがいいと思う。
- 裁判員制度の話題が会議で出たりするが、ほとんどが不安という意見である。こういう点がいいから裁判員制度が導入されるのだという説明をしないと、不安は取り除けない。
- 成年後見制度について裁判所に家事相談に行った場合に、具体的な申立書の書き方などだけではなく、制度自体についても説明してくれるような態勢を作って欲しい。裁判所に相談しに行ったら、成年後見制度については分からないと言われたという事例を聞いている。
- 御指摘のような対応があったとすればお詫びする。成年後見制度そのものについて、一般的な説明をしたリーフレットを各裁判所に準備しているので、それに基づいて説明できる態勢になっている。もっとも、県内の裁判所の中には、家事事件を取り扱わないところもあるので、リーフレットをお渡しし、不明な点については最寄りの家事事件を取り扱う裁判所に照会していただくよう、お話することがある点は、御理解いただきたい。

(10) 次回の議題等について

- 次回の議題について、御意見を伺いたい。
- 裁判員裁判の対象となるような事件を皆で傍聴することはどうか。
- 昨年秋田地裁で死刑判決が出たが、あれをニュースで見ている、大変な仕事だと思った。
- 最高裁から裁判員制度の普及と言われ、今年はフォーラムを実施しているが、来年度は、どういう広報を予定しているのか。
- 来年度の予算の関係などもあり、まだ具体的な予定は承知していない。情

報が入り次第、お知らせしたい。

- 裁判所では、裁判官のほかにも専門委員や建築士，税理士，不動産鑑定士といった専門知識を持っている調停委員や司法委員といった方々が事件処理に関与している。そのような方々の日頃の御苦勞などについてお話いただく機会を持ったらどうか。
- 次回でなくても良いが，刑事裁判においては，公判前整理手続など，大幅に手続が変更されている。それについて，裁判所はもちろんのこと，検察官や弁護士の立場から勉強させてもらう機会が欲しい。
- 次回のテーマについては，本日の御意見を参考にして，調整の上，改めて庶務から連絡させたい。

　　次回の開催期日については，3月15日（水）午後1時30分から3時までと予定したい。